

**防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要 (平成24年予算関連法案)**

**(1) 自衛官定数等の変更**

自衛官  
247,746人 → 247,172人 ( 574人)  
(現状) (平成24年度末)

即応予備自衛官  
8,467人 → 8,175人 ( 292人)  
(現状) (平成24年度末)

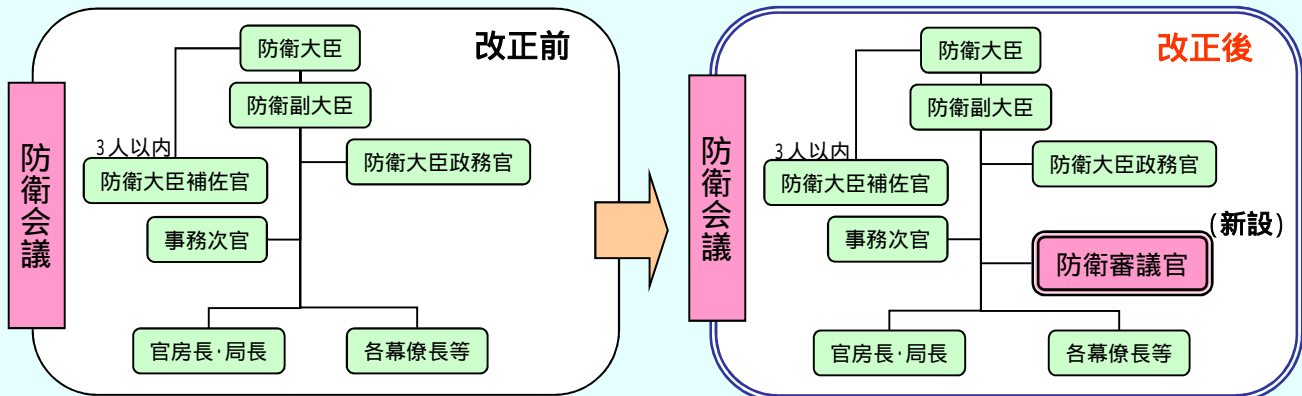
施行期日:平成25年3月31日までの間において政令で定める日(一部公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日)

	現 状	24年度末	増 減
陸上自衛隊	151,641	151,063	578
海上自衛隊	45,550	45,517	33
航空自衛隊	47,128	47,097	31
共同の部隊	1,159	1,227	68
統合幕僚監部	359	361	2
情報本部	1,909	1,907	2
合 計	247,746	247,172	574

**(2) 防衛審議官の新設**

日米同盟の深化、諸外国との防衛協力・交流の推進などの防衛省の重要課題に適切に対処し、防衛大臣を始めとする政務三役の補佐体制に万全を期すため、防衛省に对外関係業務等を総括整理する「防衛審議官」を新設

防衛審議官を防衛会議の委員に加える。



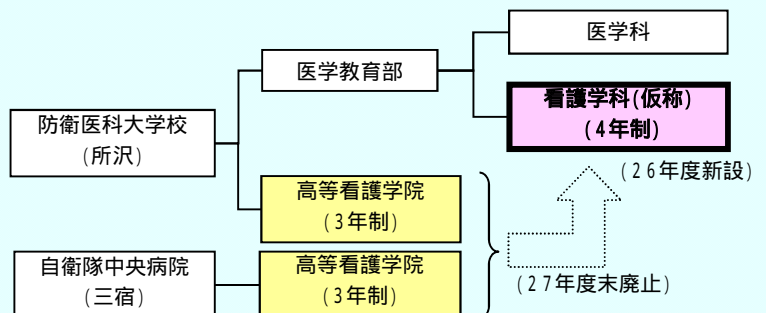
施行期日:公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日

**(3) 防衛医科大学校の看護師養成課程の新設**

任務の多様化・国際化、医療技術の高度化・複雑化に十分に対応し得る資質の高い看護師を育成するため、自衛隊中央病院高等看護学院(3年制)及び防衛医科大学校高等看護学院(3年制)を廃止し、防衛医科大学校に4年制の看護師養成課程を平成26年度に新設

看護師養成課程を修了した者に対し、一定の期間勤続努力義務を課すとともに、償還金に関する規定を設ける。

施行期日:平成26年4月1日  
(一部平成28年4月1日)



**防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要(平成24年予算関連法案)**

**(4) 日豪ACSA関係**

訓練、国連平和維持活動、国際緊急援助活動、在外邦人等の輸送等の際に、日豪物品役務相互提供協定(ACSA)の定めるところにより、自衛隊が、その任務遂行に支障を生じない限度において、豪軍に対し物品・役務を提供することを可能とする。

あわせて、国際緊急援助活動の際に、日米ACSAの定めるところにより、自衛隊がその任務遂行に支障を生じない限度において、米軍に対し物品・役務を提供することを可能とする。

協力の対象となる活動

- 訓練
- 国連平和維持活動
- 人道的な国際救援活動
- 大規模災害への対処のための活動
- 外国での緊急事態における自国民等の輸送
- 連絡調整その他の日常的な活動

提供される物品・役務

- 食料
- 水
- 宿泊
- 輸送
- 燃料
- 衛生業務
- 等

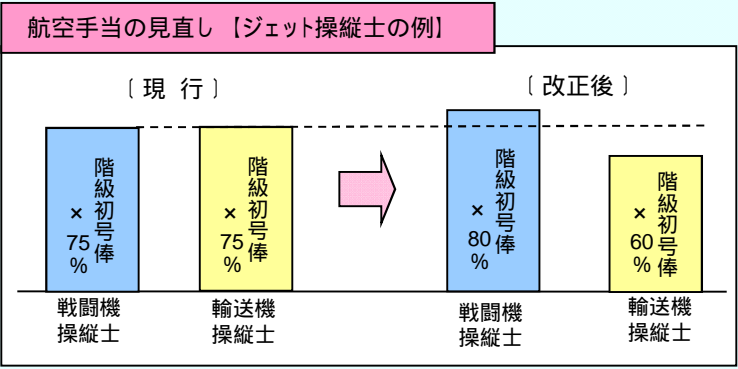
施行期日: 日豪ACSA関連・・・日豪ACSAの効力発生の日  
日米ACSA関連・・・公布の日

(参考) 日豪ACSA(協定)は2011年4月に我が国国会の承認を得、豪州は2011年3月に発効のための手続を完了

**(5) 航空手当の支給上限の変更**

法律上、航空手当等の支給上限額を俸給月額額の80%以内として規定(具体的な航空手当等の支給額は、政令委任)

施行期日: 公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において政令で定める日



**(6) 防衛大学校卒業生に対する償還金の新設**

防衛大学校を卒業した者に対し、授業料を支払って大学教育を受け学士号を取得する一般の大学生との負担の公平の確保の観点から、一定の期間勤続努力義務を課すとともに、償還金に関する規定を設ける。

施行期日: 平成26年4月1日

**(7) 航空救難団の航空総隊への隷属替え**

各種事態に実効的に対処し得る体制を整備するため、航空自衛隊の航空救難団を航空支援集団から航空総隊へ隷属替えするもの

施行期日: 平成25年3月31日までの間において政令で定める日

